

中央区立幼稚園・小・中学校における基準（ガイドライン）

(1) 大雨および暴風（台風）、大雪の発生における対応基準

東京23区（中央区）に、特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）及び暴風警報、暴風雪警報（以下、特別警報等）が気象庁より発令されることが予想される、または発令された場合、以下の通り対応することを基準とする。

①登園・登校以前の対応について

日	判断時刻	状況		対応
前日	午後2時	特別警報等の発令が予想される場合	臨時休業または登園・登校時刻繰り下げ	教育委員会事務局と校園長会長で協議・判断し、校園長へ連絡 ↓ 区・各校園ホームページへ掲載 ↓ 各校園安全安心メール  ※前日が休日であっても同様の対応
	午後5時	23区のJR・都営・私鉄・地下鉄各線のいずれかにおいて、計画運休が発表された場合	当日、午前10時までに解除されない場合	
	午後5時以降	当日、午前10時までに解除される場合	幼稚園：臨時休業 小中学校：午後登校 ※給食なし	
		※午後5時時点で一時的に判断をするが、それ以後も同様の対応とする。		

日	判断時刻	状況		対応
当日	午前6時	特別警報等が発令されている場合	自宅待機	各校園ホームページ 各校園安全安心メール
	午前7時	特別警報等が発令されていない場合	通常登校・登園	
	午前7時	特別警報等が発令されている場合	臨時休業	区ホームページ 各校園ホームページ 各校園安全安心メール
	午前7時	特別警報等が解除されている場合	登園・登校時刻1～2時間の繰り下げ	各校園ホームページ 各校園安全安心メール

②登園・登校以後の対応について

日 時刻	状況	対応	
当 日  在 園 ・ 在 校 時	特別警報等が 発令されている場合	園・学校待機  ※特別警報等が解除さ れるまで保護する。  ※保護者による引き渡し が可能である場合は、 引き渡しを行う。	各校園ホームページ 各校園安全安心メール

(2) 地震発生における対応基準

東京23区（中央区）に震度5弱以上の地震が発生した場合は、以下の通り対応することを基準とする。

発生時	それ以下の地震
<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園・学校の管理下・管理外において、園長・校長は、幼児・児童・生徒の<u>被災状況を確認する</u>。</li> <li>○在園・在校時に発生した場合、幼児・児童・生徒を留め置き、<u>保護者の引き渡し</u>とする。 ※引き渡しができない幼児・児童・生徒については、幼稚園・学校に留め置く。</li> </ul>	公共交通機関の運行状況や被災状況等により、園長・校長の判断で、引き渡し対応等で、降園・下校時刻を早めたり、遅らせたりする。